

備前市自治会長(区長・町内会長等)永年勤続表彰規程

(趣旨)

第1条 この告示は、市内において区長・町内会長等住民自治組織の長(以下「区長等」という。)として多年にわたり地域活動の推進に寄与し、地方自治の発展に極めて功績があった者の表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、市長表彰及び市長感謝状とする。

(市長表彰)

第3条 市長表彰は、次の各号に該当する者に対し、その功績を表彰する。

- (1) 8年以上自治会長(区長・町内会長等)を務めている者
- (2) 6年(3期)以上備前市自治会連絡協議会(以下「自治会」という。)の会員である者

(市長感謝状)

第4条 市長感謝状は、次の各号に該当する者に対し、授与する。

- (1) 6年以上自治会長(区長・町内会長等)を務め、退任した者
- (2) 4年(2期)以上自治会の会員を務め、退任した者

(表彰の方法)

第5条 この表彰は、市長の表彰状又は感謝状の授与によってこれを行う。

- 2 前項の表彰にあわせて記念品を加授することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年6月に開催の自治会連絡協議会総会の場でこれを行う。

(表彰の内申)

第7条 表彰の内申は、市民生活部市民協働課において行う。この場合において、自治会の意見を聞くことができる。

(年数の計算)

第8条 第3条及び第4条に定める表彰の年数は、各年度の3月31日現在で計算し、自治会長(区長・町内会長等)の在職期間は通年の年数とする。

- 2 在職期間の年数に1年未満の端数があるときは、6箇月以上を1年とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
略

表彰等の基準について

市長感謝状		
6年以上	自治会長(区長・町内会長等)	・ 退任した者 ・ 市長表彰を受けていないこと
4年(2期)以上	自治会連絡協議会会員	・ 退任した者 ・ 市長表彰を受けていないこと

市長表彰		
8年以上	自治会長(区長・町内会長等)	・ 務めている者
6年(3期)以上	自治会連絡協議会会員	・ 会員である者

☆候補者の選任

被表彰者等の選任については、各地区総区長等の推薦を基準とする

☆被表彰者数

市長感謝状 対象者すべて

市長表彰 対象者すべて

※その他の留意事項

- ・ 県の勤続表彰との重複は妨げない
- ・ 旧市町において町内会長等により功労賞を受けた自治会長(区長・町内会長等)は除く